

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日	
条例の題名		三重県果税条例	公 布 日	昭和25年8月5日
条 例 番 号		昭和25年三重県条例第37号	直 近 改 正 日	平成24年3月31日
所管部局課		総務部税務・債権管理課	電 話 番 号	059-224-2127
条例の概要		地方税法第3条の規定に基づき、三重県が課する果税に係る税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の類型	規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方税法第3条の規定に基づき、果税の賦課徴収に関する規定は、条例で定めることが必要である。県が自主財源を確保するため果税を賦課徴収することが必要であることから、条例の目的は妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	地方税法第3条の規定に基づき、果税の賦課徴収に関する規定は、条例で定めることが必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	果税の賦課徴収は、この条例に基づき行われている。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	地方税法の規定に基づいているため、過度な規制となっていない。	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方税法第3条の規定に基づき、果税の賦課徴収に関する規定は、条例で定めることが必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方税法第3条	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	実務上の事務手続は、条例に基づき行われている。	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である果税の賦課徴収に関し必要な事項を定めることを、各条で課税客体、課税標準、税率等を規定することで実現しており、整合は図られている。	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方税法第3条の規定に基づき、果税の賦課徴収に必要な事項を定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、果税を課することができなくなり、県の行政運営に支障が生じると考える。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	地方税法第3条の規定に基づき、果税の賦課徴収に関する規定は、条例で定めることが必要であり、廃止すべき規定はない。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	果税の賦課徴収に関し必要な事項は規定されており、追加すべき規定はない。	
	関係する法令・条例の間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	果税は、県が自主財源を確保するために、広く県民等に賦課されるものであり、配分は適正である。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	果税の賦課徴収に必要な事項を定めているものであり、全ての県民等を対象とするものである。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	果税は、広く県民等に賦課されるものであり、負担は一部の県民に限られていない。	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無